

### 第40回中学生の主張 作文コンクール作品募集

担当 青少年課  
☎046(2553)8415  
FAX046(2559)2163

日常生活の体験を基に、その意見を発表し、広く市民に訴えることにより中学生への理解を深めてもらうことを目的に中学生の主張作文を募集します。応募作品は審査の後、11月23日(月)開催予定の「第44回座間市青少年健全育成大会」で表彰し、作品集冊子を作成します。

○応募資格 市内在住の中学生

○課題 「私たちと環境保護」「命を考える」「私たちが社会や他人のためにできること」「私の学校生活」「私と家族」「こんな

な大人になりたい」「私の人生への夢」「ネット社会に生きる」「身近な国際化を考える」

※題名(タイトル)は課題に沿って自由。

○応募方法 課題を一つ選んで400字詰め原稿用紙4枚程度にまとめ、9月3日(木)までに〒252-0023立野台1-1-4 青少年センター内青少年課主張作文担当宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

※一人1点に限ります。また、応募作品は返却しません。

### 生ごみ処理機などの 購入費助成

担当 資源対策課  
☎046(2552)79005  
FAX046(2552)7616

家庭から出るごみの減量・リサイクルを目的に、①電動式生ごみ処理機②生ごみ堆肥化容器の購入助成制度を設けています。事前登録を行いますので、申請予定の方は対象商品を購入する前に担当へご連絡ください。

分の3(100円未満切り捨て、上限5万円。1世帯1台まで)②購入価格の10分の9(100円未満切り捨て、上限2万円。1世帯2台まで)  
※中古品、新品などは補助の対象外です。

### 青少年善行ほう賞候補者の 推薦

担当 青少年課  
☎046(2553)8415  
FAX046(2559)2163

推薦内容を審査し、受賞者・団体を決定し、11月23日(月)開催予定の「第44回座間市青少年健全育成大会」で表彰します。

○対象 25歳未満の市内在住・在勤・在学者で次のいずれかに該当する方

●隣人、友人などに対する援助や善い行いに尽くしたもの  
●社会福祉施設または、社会的弱者に対する訪問・

●社会福祉施設または、社会的弱者に対する訪問・

●防犯・防火・人命の救助救急看護などに尽くした

●家庭または親族間における、善い行い、儉約などに尽くした

●清掃美化、その他環境衛生に尽くした

●交通事故防止に尽くした

### ブックスタート・パック

担当 図書館  
☎046(2555)1211  
FAX046(2552)5704

図書館では、市内在住の1歳未満の子がいる家庭を対象に絵本やおはなし会に関する情報などが入った「ブックスタート・パック」を配布しています(子

ども一人につき1点)。ご家庭での読み聞かせなどに活用ください。

○受取方法 母子健康手帳を持参して直接担当へ

### スマートハウス関連設備 設置補助制度

再生可能エネルギーの活用推進と地球温暖化防止を目的として、次の設備を設置する方へ補助金を交付します。

詳しくは担当へお問い合わせください。

○補助内容 ▽住宅用太陽光発電システム=出力1キロワット当たり1万2千円(上限4万円) ▽エネファーム=4万円▽リチウムイオン蓄電池=4万円▽HEMS=8千円

○補助対象 市税の滞納がない、市内在住者または市内に住宅を購入・建築する方

○申込方法 市役所4階環境政策課などで配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、設置着手の14日前までに直接担当へ

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

### 8月に納めていただくのは

▽市・県民税(第2期) ▽国民健康保険税(第3期) ▽介護保険料(第3期) ▽後期高齢者医療保険料(2期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

### 8月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	と き	と ころ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜~金曜日午前9時30分~正午と午後1時~4時(第2水曜日(12日)は午後のみ)	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	11日夜12日 12日夜18日 18日夜19日 25日夜26日	予約制(電話可) 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※3日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回(25分以内)、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士(遺言書等作成)	20日	毎月第3水曜日午前9時30分~11時30分(申し込みは19日まで)
交通事故	13日	毎月第2木曜日午後1時30分~4時30分
税理士(取引・契約)	18日	毎月第3火曜日午後1時30分~4時(電話のみ)
不動産分譲マンション(近隣・管理組合)	28日	毎月第4金曜日午後1時30分~4時30分
市民一般	27日	毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分
女性相談(DVなど)	14日	毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分(申し込みは13日まで)
認知症	毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午と午後1時~5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
障がい者支援	毎週月曜~金曜日午前9時~正午と午後1時~5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
自立サポート相	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
駐留軍離職者	20日	毎月第3木曜日午前10時~午後3時 市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
児童	毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午と午後1時~5時15分(電話可)	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
ひとり親家庭	毎週月曜~金曜日午前10時15分~11時30分と午後1時~4時30分(予約制(電話可))	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
青少年	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
教育	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
子どもいじめホットライン	毎週月曜~金曜日午前10時~午後4時 毎週月曜~金曜日午前8時30分~午後6時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学(障がい児対象)	毎週月曜~金曜日午前9時~正午と午後1時~4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732